2　前項第一号の⑴の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一　一〇Hzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備（定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものに限る。）

［⑴～⑶　略］

二　一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置されるものから負荷側、又は鋼船内に設置された配電盤から負荷側において、二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの

⑴　屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内（鋼船内を含む。）及び総務大臣が別に告示する場合においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）

［⑵　略］

（指定）

第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

［一～三　略］

四　広帯域電力線搬送通信設備

［⑴　略］

⑵　伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の㈠から㈣までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、㈢の規定は、適用しない。

［㈠～㈢　略］

㈣　通信状態における放射妨害波の電界強度

［表　略］

［⑶～⑸　略］

⑹　広帯域電力線搬送通信設備以外の機能を有する設備にあつては、広帯域電力線搬送通信設備の機能のみを容易に停止することが可能であること。

［五～十　略］

［2　略］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

第１　装置の全部について変更の工事をする場合

変更の工事のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1　［略］	［略］

2　［同上］

一　一〇Hzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

［⑴～⑶　同上］

二　一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置されるものから負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの

⑴　屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）

［⑵　同上］

（指定）

第四十六条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［⑴　同上］

⑵　［同上］

［㈠～㈢　同上］

㈣　放射妨害波の電界強度

［表　同上］

［⑶～⑸　同上］

［新設］

［五～十　同上］

［2　同上］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

第１　装置の全部について変更の工事をする場合

変更の工事のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1　［同左］	［同左］